

平成28年度第1回岩倉市総合教育会議議事録

1 日時 平成28年6月2日(木) 午後2時～午後3時

2 場所 市役所7階 第3委員会室

3 出席者

(構成員)

岩倉市長	片岡 恵一
岩倉市教育委員会	
教育長	長屋 勝彦
教育長職務代理者	井上 隆義
教育委員	熊沢 辰巳
教育委員	江口 雅啓
教育委員	丹羽 礼子
教育委員	松本 恵

(構成員以外の出席者)

総務部長	山田 日出雄
教育こども未来部長	長谷川 忍
学校教育課長	石川 文子
学校教育課管理指導主事	有尾 幸市
学校教育課統括主査	佐野 亜矢
学校教育課主査	高田 久嗣
生涯学習課長	竹井 鉄次
秘書企画課長	佐野 剛
秘書企画課統括主査	小出 健二
秘書企画課主任	渡邊 拓己

(傍聴者)

0名

4 会議内容

午後2時 開会

(開会)

秘書企画課長 皆さん、こんにちは。

時間になりましたので、ただ今から、平成28年度第1回岩倉市総合教育会議を始めさせていただきます。私は秘書企画課長の佐野でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、お手元に配布させていただいております資料のご確認をお願いします。

本日の会議の次第、そして右肩に資料番号が振っておりますが、資料1岩倉市総合教育会議構成員名簿、資料2岩倉市教育振興基本計画（骨子案）、資料3岩倉市いじめ防止基本方針についてでございます。

それでは、お手元の次第に沿って会議を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。はじめに、片岡恵一岩倉市長からごあいさつ申し上げます。

(市長あいさつ)

市長 皆さま、こんにちは。本日はご多忙な中、第1回岩倉市総合教育会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。昨年度からこの総合教育会議を設置し、会議を重ねてまいりましたが、本日は、平成28年度になって1回目の会議となります。4月に人事異動もあり、事務局の変更もありますが今年度もよろしくお願いいたします。

この会議で定めることとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について」は、現在、教育委員会において策定作業を進めております教育振興基本計画の基本理念、基本方針、基本目標を大綱として位置づけることとさせていただいており、本日ものその内容のご説明を中心にさせていただくとともに、「いじめ防止基本方針について」の進捗状況についてもご報告をさせていただきます。それぞれのお立場で忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(協議事項)

(1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

市長 では、次第に沿って進行します。教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について説明させていただきます。

教育に関する大綱は、岩倉市教育振興基本計画の基本理念、基本方針、基本目標の部分を位置づけることを基本としていることから、5月20日（金）に開催しました第3回岩倉市教育振興基本計画推進委員会で提案されたご意見について報告させていただきます。

資料2をご覧ください。推進委員会で検討をしました計画の骨子案の中の基本理念や基本方針、基本目標部分を抜粋したものです。

事前に事務局で作成をした（案）について説明をした後、委員の方からご意見をいただきました。

はじめに、基本理念につきましては、前回の推進委員会では、いくつかのキーワードを提示してご意見をいただきました。その際に委員の方から教育プランに掲げている「子どもは未来のまちづくり人」から「まちづくり人」という言葉は岩倉市の独自性が出ているのでは、という意見がありましたので、それを意識して事務局で案を作成し、提案させていただきました。

それが1ページにあります

「人がまちをつくり まちが人を育む」

～学び つながり 響き合うまち・いわくら～ です。

その考え方についても、まちづくりの根底をなすのは「人」であり、人づくりの基礎は教育にあります。岩倉市独自の教育プランで掲げた“子どもは未来のまちづくり人”という概念に、大人の生涯を通じた学び、社会に貢献できる生涯学習活動という視点も加えました。また、人と人とがつながり合える環境づくりを進めることで、一人ひとりの個性・特長が響き合う豊かなまちづくりを目指していくことについても盛り込んでいます。ということで説明いたしました。

2ページにあります5つの基本方針、3ページにあります6つの基本目標は前回の推進委員会で提案させてもらったものと同様となっています。

これらの基本理念、基本方針、基本目標について、委員の方々からはたくさんのご意見をいただきましたので、その中から主だったものについて報告させていただきます。

まず、基本理念について、教育の観点から、各個人の成長、発達がつながりあって、「私から私たちへ」という流れが上手く入っていて良い。また、「響き合う」は音楽と呼応するのでキャッチフレーズ的にも良いのではないかというご意見をいただきました。また、手堅くまとめているが、岩倉らしさや岩倉の特徴をどう考え、どう反映されているのかとのご質問をいただきました。

この点につきましては、「響き合う」という部分で、音楽などの岩倉市の特徴を生かしていきたいこと。また、岩倉市の強みは、まちが非常にコンパクトであり地域とのつながりが強いこと。市民活動も積極的で、市民と学校と市の関係が近いことから「つながる」という言葉がそれを表現しているとの考えを伝えましたが、誰が見てもわかりやすいように補足等をするよう検討していきたいと考えます。

基本方針等につきましては、方針1にある「学ぶ意欲」という言葉は抽象的であるので意欲も学力も含まれるよう「学ぶ力」としたらどうか。また、方針2での「豊かな人間性」という言葉の語感と内容が整合していないのではないかとのご意見をいただきました。

また、基本目標の6にあります「一市民一スポーツ」について、最低でも1人1つのスポーツをとという意味となるが、子どもたちには1つだけでなく、もっと多くのスポーツを楽しんでもらいたいと考えているというご意見をいただきました。このご意

見については、確かに1つのスポーツという捉え方になってしまうと考えられますので、文言については事務局において再度検討をさせていただくこととしました。

また、委員の方々から「学びあう」「育ちあう」「多様性」「心のバリアフリー」などさまざまなキーワードをいただきました。今後、事務局として、基本理念や基本方針の中にどのように反映させることができるのかを含めて検討させていただきます。

今後の計画策定のスケジュールですが、学校教育と生涯学習の2つの部会に分かれて、細部の検討を進めていきたいと考えています。3回の部会の後、全体会で1つの計画としてまとめた後、パブリックコメントを実施して計画策定をいたします。

当初、大綱の策定は、計画の理念等を推進委員会の中で確定をした段階でと考えておりましたが、計画の枝葉の部分を作っていく過程で、随時、随所で幹となる理念等を見直し、確認していく必要がありますので、大綱の策定は教育振興基本計画の完成と時期を同じくするものとなると考えておりますのでよろしくお願いたします。

大綱についての説明は以上です。

市長 　　ただ今の事務局よりの説明について、何かご質問はありませんか。

市長 　　基本方針（案）について、一人ひとりから社会へ展開していくという設定の仕方は良いと思います。

市長 　　特に質問はないようですので、次の協議事項に進みたいと思います。岩倉市いじめ防止基本方針について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 　　岩倉市いじめ防止基本方針について説明させていただきます。
資料3をご覧ください。

3月にパブリックコメントを実施しましたところ、市民等からのご意見はなかったことから、いじめ防止基本方針については、今後若干の字句の変更があるかもしれませんが、2月に策定しました素案のとおり進めていくこととなります。

本日は、基本方針の中でも記述しております、いじめの防止等に関する機関の連携を図るための組織である「岩倉市いじめ問題対策連絡協議会」と学校におけるいじめの防止等の対策が効果的に行われるよう教育委員会の附属機関として設置する「岩倉市いじめ問題対策委員会」、また、重大事態への対処等のため、市の附属機関として設置する「岩倉市いじめ問題調査委員会」の構成委員等について検討を進めているところです。

近隣他市町の状況を一覧表にしてお配りさせていただきました。他市町の状況を参考にして、岩倉市で想定される構成委員の（案）を作成しました。今後、これを基に検討を進めて決定していきたいと考えております。

また、当初は9月に設置条例を議会に上程するといったスケジュールで考えておりましたが、今後、更に条例案を含めた検討を進めるにあたり、少し日程に余裕が必要

であることから12月議会に上程することとなると考えております。

最終的な組織の構成メンバー等につきましては、次回の総合教育会議でお示しさせていただきたいと思っております。

いじめ防止基本方針についての説明は以上です。

市長 　　ただ今の事務局よりの説明について、何かご質問はありませんか。

井上委員 　方針（案）について、前回から変更している点はあるか。

学校教育課長 　変わっている点はありません。

市長 　　今回は、新たに機関等の設置について案が出されているということか。

学校教育課長 　その通りです。

井上委員 　資料3ではいじめ問題対策連絡協議会の構成員について、小牧市では学校教育課が、大口町では教育委員が入っているが、事務局として教育委員会が関与しているということか、それとも教育委員会から構成員としてだれか参加するということか。

学校教育課長 　いじめ問題対策協議会については、市で設置するところと、教育委員会で設置しているところがありますので、市で設置している場合は教育委員会も委員として参加しています。

井上委員 　先の基本方針では、岩倉市ではいじめ問題対策連絡協議会を市が設置することとしているが、資料3では教育委員会が構成員となっていないのではないか。

学校教育課長 　ご質問の通り、現在の方針では市が設置することとしておりますので、教育委員会が構成員として参加することが必要と考えます。

井上委員 　基本方針ではいじめ問題対策連絡協議会の主体は教育委員会であるように読めるが、そういうわけではないのか。

教育長 　　いじめ問題対策連絡協議会の構成員については、再度検討いたします。

江口委員 　いじめ問題対策専門委員会は、何か事案が発生したときに設置されるものか。

学校教育課長 　いじめ問題対策専門委員会は教育委員会の附属機関であり、具体的な事案が発生

した際に、教育委員会として調査する必要があるときに設置されるものです。教育委員会の調査について、再調査を行うのがいじめ問題調査委員会で、これは市の附属機関になります。

松本委員 いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策専門委員会の役割の違いは何か。

学校教育課長 連絡協議会は、いじめ問題についての情報交換等、関係機関の連携を図るための機関です。専門委員会は具体的な事案に対応するための機関です。弁護士等専門知識をもった委員により構成することを想定しています。

松本委員 専門委員会の構成員は教育委員会が任命するのか。

学校教育課長 そのようになります。

市長 いじめ問題調査委員会について、いじめ問題対策専門委員会を準用すると書かれているが、構成員がまったく同じでは組織の機能として問題があるのではないか。

秘書企画課統括主査 あくまでも規定を準用するだけで、構成員については市長部局で独自に任命することになります。

市長 それでは今回の意見を加味したうえで、再度検討することとします。その他、事務局より何かありますか。

秘書企画課長 次回会議の開催は11月24日（木）午後2時からとさせていただきます。

市長 それでは以上をもちまして第1回岩倉市総合教育会議を終了させていただきます。